

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の 人員等に関する基準案及び報酬に関する基準案 について

【 概要版 】

藤沢市パブリックコメント（市民意見公募）手続用
意見の募集期間

2016年（平成28年）5月10日（火）から

6月8日（水）まで

受付場所：藤沢市福祉部介護保険課（藤沢市役所新館 2 階）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く。）

はじめに

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、いままで、要支援者の方が利用していた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、順次、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イ）及び第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロ）として位置付けられることとなり、藤沢市では、平成28年10月1日から、これらの事業を開始することを予定しています。

このたびのパブリックコメント手続は、第1号訪問事業の中の現行の介護予防訪問介護に相当する「介護予防訪問型サービス」及び緩和した基準による「訪問型サービスA」並びに第1号通所事業の中の現行の介護予防通所介護に相当する「介護予防通所型サービス」について、サービスを提供する事業者の人員、設備及び運営等に関する基準及びサービスの対価である報酬の基準を定めるため、広くご意見を伺うものです。

一 制定を予定している基準（名称は変更となる可能性があります。）

- 1 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準(案)
- 2 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の報酬に関する基準（案）

二 各基準案の概要

1 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準（案）

介護予防訪問型サービスの基準

人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、現行の介護予防訪問介護相当のものとしします。

訪問型サービスAの基準

基本方針

訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、食事の調理、洗濯、掃除、買い物代行その他の生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

人員に関する基準

ア 従事者

訪問型サービスAのサービスを提供する者を「従事者」といい、次の者が従事者となることができます。また、従事者の員数は、1人以上でサービス提供に必要な数、とします。

- (1) 介護予防訪問介護等における「訪問介護員等」
- (2) 旧ホームヘルパー3級の資格を有する者
- (3) 市が実施する研修を修了した者

従事者の資格等を緩和した理由：

生活援助については、必ずしも有資格者でなくてもサービス提供が可能である場合があり、より広い人材に、当該サービスの担い手となっていただきたいため。一方で、利用者の立場からは、より安価に生活援助を受けることができるようにするため。

イ サービスA責任者

訪問型サービスAのサービス提供に際し、次のいずれかに該当するサービスA責任者を置くこととします。また、サービスA責任者の配置は4人に対し常勤換算方法で0.1人としますが、一体的に運営されている指定訪問介護、介護予防訪問介護又は介護予防訪問型サービス(以下「指定訪問介護等」といいます。)のサービス提供責任者の配置に余剰がある場合は、その余剰の範囲内で、当該サービス提供責任者をサービスA責任者とすることができます。

- (1) 介護予防訪問介護等におけるサービス提供責任者
- (2) 2年以上かつ360日以上介護等の業務に従事した者であって、かつ、

介護職員初任者研修課程を修了した者又はホームヘルパー 2 級の資格を有する者

ウ 管理者

訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A 事業所ごとに、管理者を置かなければなりません。非常勤・兼務を可能とします。

管理者・サービス提供責任者の資格等を緩和した理由：

指定訪問介護等の事業と一体的な運営がなされている前提において、指定訪問介護等の人員基準を害さない範囲で、柔軟な人員配置を認めることにより、より多くの事業所に、訪問介護サービス A に参入していただくため。

設備に関する基準

運営に関する基準

及び は、現行の介護予防訪問介護の基準と同じとなります。

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

訪問型サービス A は、指定訪問介護等の事業と同一の事業所において、一体的に運営しなければなりません。

介護予防通所型サービスの基準

人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、現行の介護予防通所介護相当のものとしします。

2 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の報酬に関する基準（案）

総則的事項

平成 28 年 10 月 1 日に本市において開始する介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A、介護予防通所型サービスは、指定事業者によりサービスの提供が行われるため、その費用の 8 割又は 9 割を、第 1 号事業支給費として、市が支給します。

第 1 号事業支給費基準額

第 1 号事業支給費を算定する元となる、各サービスに要する費用の額（10 割額）のことを第 1 号事業支給費基準額といい、その算定は、報酬基準（案）の別表に定めるサービスの単位によって算定します。

各サービスの第 1 号事業支給費基準額は次のとおりです。

介護予防訪問型サービス

藤沢市の地域区分に応じた介護予防訪問介護の単価（現在は 10.84 円）を、別表に定める単位数に乗じて得た額

訪問型サービス A

10 円を、別表に定める単位数に乗じて得た額

介護予防通所型サービス（みなし指定事業者が行う場合）

各サービス事業所所在市区町村の地域区分に応じた介護予防通所介護の単価を、別表に定める単位数に乗じて得た額

介護予防通所型サービス（みなし指定事業者以外が行う場合）

藤沢市の地域区分に応じた介護予防通所介護の単価（現在は 10.54 円）を、別表に定める単位数に乗じて得た額

第1号事業支給費

で算定した第1号事業支給費基準額に、各利用者の負担割合(8割又は9割)を乗じて得た額が、第1号事業支給費となります。

第1号事業支給費の支給限度基準額

第1号事業支給費は、次の単位数を限度として支給します。

- ・事業対象者及び要支援1 5,003単位
- ・要支援2 10,473単位

また、訪問型サービスAについては、次の単位数を限度として支給します。

- ・事業対象者及び要支援1 800単位
- ・要支援2 1,600単位

各サービスに要する費用の額の基準(単位数)

介護予防訪問型サービス事業費

介護予防訪問型サービスの提供を受けた場合(1月を通して、生活援助のみの提供を受けた場合を除く。)に、1月について、所定の単位数を算定します。この単位数並びに加算及び減算については、現行の介護予防訪問介護費と同じです。

介護予防訪問型サービス事業費

介護予防訪問型サービスのうち、生活援助のみの提供を受けた場合に、1月について、所定の単位数を算定します。この単位数は、介護予防訪問型サービス事業費の9割相当です。また、加算及び減算については、介護予防訪問型サービス事業費と同じです。

9割相当とした理由:

介護予防訪問型サービス費は、身体介護を必要としない利用者に対して生活援助のサービスを行うものであり、両方を行う介護予防訪問型サービス(現行の介護予防訪問介護相当)の身体介護相当分を10%とみなし、その分を低減して定めたものです。

訪問型サービスA事業費

訪問型サービスAの提供を受けた場合に、1回について所定の単位数を算定します。この単位数は、30分未満のサービスで130単位、30分以上60分未満のサービスで200単位です。

加算は、初回加算200単位のみ算定します。

訪問型サービスAの単位数の理由:

市内訪問介護事業所に対し、アンケートを実施し、必要経費等について様々なご意見を伺い、参入事業者の運営体制と利用者への安定的なサービス提供が実現されるための検討を行った結果、この単位数としました。

介護予防通所型サービス事業費

介護予防通所型サービスの提供を受けた場合に、1月について、所定の単位数を算定します。この単位数並びに加算及び減算については、現行の介護予防通所介護費と同じです。